

令和 7 年 3 月に発生した不祥事件に対する再発防止策について

当組合では、令和 7 年 3 月 5 日に推進上の禁止行為という共済事業に係る不祥事件が発生しておりますが、当該不祥事件につきましては、所管行政庁へ届出を行っており、また、所管行政庁の指導の下、下記の再発防止策に取り組んでおります。

今後は、このような事案を発生させることのないよう、令和 6 年 3 月 1 日に策定した「お客様本位の業務運営に関する取組方針」に基づき、組合員・利用者の皆様に対して、誠実・公正に業務運営を行ってまいります。

記

1. 知識の再確認

- (1) L A 担当者・スマサポ（窓口担当者）に対する不祥事再発防止研修会の実施
共済部が L A 担当者・スマサポ（窓口担当者）を対象に本事例を共有すること、共済契約者への誤った説明が発生しないよう注意喚起を行うこと、知識の定着を図ることを目的とした不祥事再発防止研修会を開催します。
- (2) 定期的な知識習得の実施
 - ①勉強会
統括単位（焼津・藤枝・島田・キタハイの 4 地区）で開催する L A 月例会において「自動車共済に関する保障範囲にかかる勉強会」を開催します。（年 1 回）
 - ②ルールの再徹底
統括単位で開催する「L A 月例会」及び共済部が開催する「スマサポ（窓口担当者）会議」において、意向把握・意向確認実施の再徹底を図るため、事例を活用した勉強会を L A 担当者には毎月、スマサポ（窓口担当者）には四半期に 1 回開催します。（令和 7 年 5 月から半年間）
- (3) 定期的な知識習得確認の実施
共済部推進企画課が新規自動車共済契約のうち車両保障付案件を無作為に抽出し、推進担当者にヒアリングを行い、説明内容の適正性を検証します。また、ヒアリング結果に問題があれば推進担当者への指導を行います。（令和 7 年 5 月から半年間）

2. 推進体制整備の実施

- (1) 情報紹介制度の体制整備
 - ①情報紹介にかかる体制整備に向けて、情報紹介者に対して、推進担当者認証制度の説明（推進行為について）を行い、明確化した情報紹介フローを内部規則に明記します。また、紹介先への初回訪問においては情報紹介者と L A の同行訪問を義務付けます。
 - ②全所属長に対して、情報紹介制度のご案内と事務フローについて周知徹底し、適切な情報紹介の方法を浸透させるために、本店で用意した資料をもとに事業所ごと店内会議等で所属長から情報紹介制度についての伝達を配下職員に行います。また、情報紹介制度についての伝達報告は、事業所ごと所定の報告書をもって、いつ伝達したのかを報告させるようにします。
- (2) 確認書の変更
新規および損保より継続の場合に使用している「確認書」へ誤解が生じやすい内容を追加し、契約者より確認と署名をいただくことで、認識の齟齬を防ぎます。

3. コンプライアンス意識強化

- (1) 所属長コンプライアンス研修会の実施
総務部リスク管理課が、所属長コンプライアンス研修会を令和 7 年 4 月 25 日に開催し、全所属長を対象に不祥事未然防止に対する意識強化を図りました。
- (2) コンプライアンス職場内勉強会の実施（毎月）
全事業所を対象にコンプライアンスに関する職場内勉強会を開催します。